

1 北海道の教育

1 北海道教育推進計画

北海道教育委員会では、教育基本法に基づくなどして、本道の教育課題解決と地域創生の実現に向けて、北海道が示す教育の全体像を示すものとして、令和5年度から5年間を計画期間とする北海道教育推進計画を策定しています。

北海道教育推進計画【概要版】

< 2023（令和5）～2027（令和9）年度 >

第1章 計画の策定について

策定趣旨：本道の教育課題の解決と地域創生の実現に向け、北海道が目指す教育の全体像を示す。
性格：教育基本法に基づく教育振興に関する計画、北海道における教育の特定分野別計画、SDGs・ESDの理念に合致する計画。
期間：2023(令和5)～2027(令和9)年度
推進・管理：国、道、市町村などの行政機関、地域や保護者など全ての道民と連携・協働して推進。PDCAサイクルによる評価・改善を毎年度行い、効果的・効率的な施策を展開。

第2章 北海道の現状と課題

【社会情勢の変化】

人口減少社会やSociety5.0の到来、グローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変化。子どもたちが、このような変化の激しい時代において、夢や希望を持ち、様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長していくことができるよう、各般の施策の推進が必要。

【子どもたちや教育の現状】

- SDGs・ESDの推進により持続可能な社会の実現が必要
- 主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を活かし多様な人々との協働を促す教育や、課題の発見・解決等に結びつける教科等横断的な教育が必要
- 専門性の高い特別支援教育や社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、豊かな人間性を育む道徳教育、国際理解教育の充実、体力・運動習慣の定着が必要
- ICTを効果的に活用した教育や、資質能力を備えた教員の確保・働き方改革の推進が必要
- 学校を核とする地域づくりや生涯にわたる学びの場の充実、自然災害や交通事故に対する危機対応能力を身に付けることが必要

第3章 北海道が目指す教育の基本理念

自立

自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む

共生

ふるさとへの誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育む

第4章 施策

< 施策の柱1 >

子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

- ①SDGs・ESDの推進
- ②幼児教育の充実
- ③新しい時代に必要となる資質・能力の育成
(小・中学校)
- ④新しい時代に必要となる資質・能力の育成 (高校)
- ⑤特別支援教育の推進
- ⑥STEAM教育の推進
- ⑦キャリア教育の充実
- ⑧体力・運動能力の向上
- ⑨健康教育・食育の充実
- ⑩道徳教育の充実
- ⑪ふるさと教育の充実
- ⑫グローバル人材の育成

< 施策の柱2 >

学びの機会を保障し質を高める環境の確立

- ⑬ICTの活用推進
- ⑭いじめ防止の取組の充実
- ⑮不登校児童生徒への支援の充実
- ⑯教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進
- ⑰働き方改革の推進
- ⑱学びのセーフティネットの構築

< 施策の柱3 >

地域と歩む持続可能な教育の実現

- ⑲地域と学校の連携・協働の推進
- ⑳生涯学習・社会教育の振興
- ㉑安全・安心な教育環境の構築
- ㉒芸術文化活動の推進

※22の施策項目については、施策の柱ごとにカラー別で裏面に記載

第4章 施策

1 SDGs・ESDの推進
持続可能な社会の創り手を育む主体的・対話的で深い学びの実現
多様性を尊重した共生社会の実現に向けたESDの推進

2 幼児教育の充実
幼児教育施設等における組織としての取組の充実
保育者の資質・能力の向上
家庭や地域における教育・保育の充実

3 新しい時代に必要となる資質・能力の育成(小・中)
教育課程の検証改善サイクルの充実
主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
ICTを適切に活用した個別最適・協働的な学びの充実

4 新しい時代に必要となる資質・能力の育成(高校)
教科等横断的に資質・能力を育成する校内体制の構築
主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
ICTを適切に活用した個別最適・協働的な学びの充実

5 特別支援教育の推進
小・中・高校等における学びの場の充実
特別支援学校における教育の充実
切れ目のない一貫した指導や支援の充実

6 STEAM教育の推進
教科等横断的な学習や探究的な学習等の実践
「総合的な探究の時間」や「課題研究」、「理数探究」等の改善・充実

7 キャリア教育の充実
キャリア・パスポート等を活用したキャリア教育の推進
就業体験活動(インターンシップ)の充実
地域や産業界と高校が一体となった教育課程の推進

8 体力・運動能力の向上
運動機会の提供等による運動習慣の定着
課題や子どもの実態を踏まえた体力向上の取組の充実
学校・家庭・地域等と連携・協働した運動機会の創出

9 健康教育・食育の充実
健康・安全・食に関する資質・能力の育成
養護教諭・栄養教諭の指導力の向上
学校・家庭・地域が一体となった健康づくりの充実

10 道徳教育の充実
学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進
家庭や地域社会との連携による指導の充実
自他を尊重する態度を育成する人権教育の推進

11 ふるさと教育の充実
地域の自然や歴史等について理解を深める教育の推進
アイヌの人たちや北方領土に関する教育の充実
縄文遺跡群をはじめとした世界遺産に関する教育の充実

12 グローバル人材の育成
留学機運の醸成及び高校生による海外留学の促進
外国語教育の充実
異文化交流や多様な価値観に触れる機会の創出

13 ICTの活用推進
情報活用能力の育成に資する実践の普及・啓発
教員のICTの効果的な活用に向けた取組の充実
感染症や災害時等における教育活動継続に向けた支援

14 いじめ防止の取組の充実
未然防止の促進
早期発見・早期対応に向けた生徒指導体制の充実
社会変化に応じたいじめへの対応、差別・偏見等の防止

15 不登校児童生徒への支援の充実
魅力あるより良い学校づくりの推進
不登校の子どもを支援する体制の強化
多様で適切な教育機会の確保

16 教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進
教員養成大学等と連携した教員養成など一体的改革の推進
教職の魅力向上に関する取組の充実
遠隔システム等を活用した教員研修の実施

17 働き方改革の推進
本来担うべき業務に専念できる環境の整備
部活動指導に関わる負担の軽減
教育委員会による学校サポート体制の充実

18 学びのセーフティネットの構築
就学に係る経済的支援の推進
学びの機会の保障
ヤングケアラー等の状況に応じた支援体制の充実

19 地域と学校の連携・協働の推進
主体的に地域に関わる児童生徒の育成
学校と地域をつなぐ人材の配置・育成の推進
多様な学習ニーズに対応した高校づくりの推進

20 生涯学習・社会教育の振興
生涯にわたる学習活動の推進
学びの活動をコーディネートする社会教育主事等の育成
多様な主体との連携・協働による地域の教育力向上

21 安全・安心な教育環境の構築
交通安全・防犯・防災教育の推進
安全確保や災害対応体制の確立
公立学校施設の長寿命化や耐震化等の促進

22 芸術文化活動の推進
芸術文化に身近に接する機会の充実
次代につなぐ文化財保護の推進
世界文化遺産に対する理解の促進

2 学校教育の現状

(1) 学校力・授業力の必要性

本道の児童生徒の学力や体力は、過去の全国調査によると、全教科・多くの種目で全国との差が縮まってきています。教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の趣旨を踏まえれば、本来、生まれ育ったところによって、身に付く力に大きな差があることはあってはならないことです。

義務教育段階の児童生徒に対して、組織的・計画的な教育を行う唯一の専門機関である小・中・義務教育学校は、これまでの取組を改めて見直し、児童生徒一人一人に「未来社会を切り開くための資質・能力」を一層確実に育んでいくことが重要です。

<Key Word>

機会均等

教育水準の維持向上

(2) 本道の状況

道内の小・中学校、義務教育諸学校では、これまで地域や学校の実態、児童生徒の発達の段階に応じて、学力・体力の向上や、学校管理職のマネジメント力とリーダーシップの向上、若手教員やミドルリーダーの育成等に取り組んできました。

今後、新学習指導要領の理念の実現や若手教員の増加、学校における働き方改革への対応が一層求められることから、これまでの優れた学校改善の取組の汎用化・一般化を図り、全道の全ての学校において、教育活動の質を高める取組を明確にし、組織的に取り組むことにより、学校全体の教育力の向上を図ることが重要です。

〈学校力向上の方向性〉

- ・ 学校力を高める取組の汎用化・一般化
- ・ 優れた取組を普及させるシステムの構築

(3) 「学校力」とは

学校が一体となった組織力が生む教育力である「学校力」を高めるためには、管理職のリーダーシップの下、全教職員が一つのチームとなって、不断の学校改善を推進することが重要です。

〈学校力とは〉

- ・ 学校全体の教育効果を生み出す実践力
- ・ 教育課題に対し、迅速かつ適切に対応できる組織力
- ・ 学校全体で学び続け、学校改善を進める改善力

【「学校力向上に関する総合実践事業」指定地域の取組】

<p>ICTを活用した教育の充実</p>	<p>(1) 1人1台端末を活用した授業改善</p> <p>ア 目指す資質・能力の育成に向けた効果的な活用（主体的・対話的で深い学びの実現）</p> <p>イ デジタル教科書等の効果的な活用</p> <p>ウ 小学校高学年における教科担任制による指導の充実</p> <p>(2) 1人1台端末の日常的な活用による学びの充実</p> <p>ア 休み時間など、授業以外における活用（健康観察、タイピング練習、アンケート など）</p> <p>イ 学校外における活用（1人1台端末の持ち帰り、教材の画像データを活用した学び など）</p> <p>ウ 文部科学省 CBT システム（MEXCBT：メクビット）、ほっかいどうチャレンジテスト等の活用</p> <p>(3) 教員の ICT 活用指導力等の向上</p> <p>ア 学校の ICT 化に向けた推進体制の構築</p> <p>イ 日常実践に直結する校内研修の促進</p>
<p>「北海道アクション・プラン（第2期）」を踏まえた働き方改革の実施</p>	<p>(1) 改革プロセスの明確化</p> <p>ア 個々の教職員の課題意識を踏まえた改革の目標設定</p> <p>イ 改善効果の明確化と効果の定期的な検証</p> <p>ウ 全教職員の在校等時間の客観的な計測とその記録の共有</p> <p>(2) 組織体制の構築</p> <p>ア 学校規模に応じた働き方改革推進のコアチーム（事務職員を含む）による改善プロセスの推進</p> <p>イ 校長等による推進チームへの支援</p> <p>(3) 業務の効率化に向けた取組の充実</p> <p>ア 課題に応じた「5つの業務改善・効率化の観点」の実践</p> <p>イ ICTの活用（教材作成等授業準備、朝の打合せや職員会議等でのペーパーレス化、保護者との連絡手段のデジタル化、教員研修の効率的な実施）</p> <p>ウ 学校事務の共同実施による学校間の連携</p> <p>エ 部活動休養日等の完全実施、学校規模に応じた部活動数や運用形態の見直し、地域との連携など部活動指導に係る負担の軽減（中学校）</p>

3 北海道教育の課題

北海道の教育においては、学習指導・生徒指導上の課題、国際理解・情報・環境教育等の今日的な課題などがありますが、このほか、次のような本道特有の課題もあります。

自然を生かした教育活動の充実

現在の子どもたちは、物質的な豊かさや便利さの中で生活する一方、忙しい生活を送っています。

また、テレビゲームなどが遊びの中心になり、疑似体験や間接体験が多く、自然体験や生活体験が不足しています。自然や社会に直接触れることは、子どもたちに感動や驚きを与えるとともに体験で得た知識や考え方を基に、課題に取り組むことを通じて、自らを高めるなど、子どもたちの「生きる力」をはぐくむ基盤となります。

私たちの住む北海道は、四季の変化に富んだ、雄大な自然に恵まれ、その自然は人々の豊かな心を支え、はぐくむための貴重な財産となっており、このような自然のもつ教育的な価値を見直し、効果的に活用することは、豊かな心をもつ子どもたちを育成する上で極めて大切なことです。

学校では、地域や学校の実態に応じて身近な自然を活用した教育活動を推進し、子どもたちが、自ら生活する地域を知り、自然を愛する心や態度を培うなど、心豊かでたくましい子どもたちの育成に努める必要があります。

自然を生かした教育活動の実践例

- | | |
|--------|--|
| (教科) | 海辺の学校での昆布の養殖についての学習
地域の自然や野生動物を表現したカレンダーづくり
野山に親しむ歩くスキー
地域の自然から学ぶ湿原センターでの学習 |
| (特別活動) | 学校付近の樹木の名前を調べ札をつける活動
自然を大切にす清掃登山
地域の自然を守り、育てるコスモス街道づくり |
| (学校全体) | 地域に飛来する白鳥を知り、大切にす取組
世界のひまわり栽培 |

アイヌの人たちの歴史・文化等に関する指導の充実

北海道は古くからアイヌの人たちの居住地であり、数多くのアイヌ語に由来する地名やアイヌ民族の文化遺産が残っています。

北海道の歴史や文化は、この地域に生きた人たちによってつくられたものであり、(北海道について学習する場合には) アイヌの人たちの歴史・文化等を除いて考えることはできません。

国においても、令和元年(2019年)5月24日から、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もってすべての国民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

学校教育においては、アイヌの人たちの歴史や文化等について正しい理解を図るために、地域や学校の実態及び子どもの発達の段階を考慮して適切に指導することが大切です。

指導に当たっての配慮事項

- (1) アイヌの人たちの歴史・文化等の取扱いに当たっては、日本国憲法と教育基本法の精神にのっとり、基本的人権の尊重の立場に基づいて行われるようにすること。
- (2) アイヌの人たちの歴史・文化等について、正しい理解と認識を深めるため、子どもの発達の段階に即し、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等の特性に応じて適切な指導が行われるようにすること。
- (3) 社会科副読本や指導資料の活用にあたっては、教科用図書の記述を参考にし、アイヌの人たちの歴史・文化等に関する内容が適切に取り扱われるようにすること。
- (4) アイヌの人たちの歴史・文化等の指導にあたっては、地域の実情を十分に理解するとともに、教職員の研修を充実するなどして、適切に行われるようにすること。
- (5) アイヌの人たちの歴史・文化等の指導にあたっては、政治的な運動などと明確に区別し、教育の中立性が守られるように留意すること。

アイヌの人たちの歴史・文化等に関する指導資料等



アイヌ民族を
理解するために
北海道 平成31年3月改訂



アイヌの人たちの
歴史・文化等に関する
啓発資料「ピラサ」
北海道教育委員会 H19から継続

北海道教育委員会では、道教委ホームページの「子どもホームページ」にある「学習情報トピックス」の中で、「アイヌの人たちの歴史・文化等について」を掲載しています。

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/kodomo/ainu.htm>

また、アイヌの人たちの歴史・文化等に関する啓発資料「ピラサ」を作成し、ホームページに掲載しています。

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/pizara.htm>